

令和5年度「抛出委託単価」について

各素材別の令和5年度抛出委託単価は、以下の通りです。（容器包装リサイクル法の第10条の2に基づく市町村への抛出金制度の概要については、当協会ホームページ（当協会HOME→市町村の皆様へ→市町村への合理化抛出金制度（<https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384>））をご確認ください。

		令和5年度抛出委託単価（税抜）		ご参考：令和4年度（税抜）	
		（単位：円/トン）	（単位：円/kg）	（単位：円/トン）	（単位：円/kg）
ガラスびん	無色	0	0	0	0
	茶色	0	0	0	0
	その他の色	0	0	0	0
PETボトル		1,400	1.4	400	0.4
紙製容器包装		0	0	0	0
プラスチック製容器包装		0	0	0	0

「抛出委託単価」は、「合理化抛出金（市町村への抛出金の見込額）」（ $(①-②) \times 1/2 = ③$ ）を、「再商品化委託申込見込量」（④）で除して算出します。金額は全て税抜で計算しております。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{((①\text{想定額} - ②\text{「現に要した費用」の見込額}) \times 1/2)}{④\text{再商品化委託申込見込量}}$$

- ①想定額
→「想定単価」（令和2～4年度、3カ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。令和5～7年度、3カ年固定の予定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません）を乗じて算出。
- ②「現に要した費用」の見込額
→市町村からの引き渡し契約量並びに令和5年4月から8月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考として、素材別の「現に要した費用の見込額」を算出
- ③合理化抛出金（市町村への抛出金）の見込額
→「令和5年度合理化抛出金の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、 $1/2$ を乗じることで算出
- ④再商品化委託申込見込量
→当協会が令和5年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量

＜令和5年度抛出委託単価の算出根拠：金額は税抜＞

		①想定額 (円)	②「現に要した 費用」の見込額 (円)	③= $(①-②) \times 1/2$ 合理化抛出金 の見込額 (円)	④再商品化 委託申込み 見込み量 (トン)	令和5年度 抛出委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	601,848,801	698,068,000	0	135,000	0
	茶色	640,987,522	764,013,000	0	106,000	0
	その他の色	1,817,597,221	1,827,001,000	0	147,000	0
PETボトル		939,058,635	361,878,000	288,590,000	214,866	1,400
紙製容器包装		38,449,255	53,500,000	0	21,419	0
プラスチック製容器包装		38,664,933,892	41,777,041,000	0	824,000	0

注1) 市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

注2) 計算の結果、③= $(①-②) \times 1/2$ がマイナスあるいは0（ゼロ）となる場合、抛出委託単価は0（ゼロ）となり、合理化抛出金は生じません。

注3) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。